

令和 2 年度（2020 年度）

八王子市公共用地自動販売機設置事業者募集事務要領

財務部 資産管理課
電話 042-620-7210

市民部 市民生活課
電話 042-620-7227

目次

| | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 1.趣旨 | 1 |
| 2.募集物件 | 1 |
| 3.応募資格要件 | 1 |
| 4.契約上の条件 | 2 |
| 5.応募申込手続 | 3 |
| 6.応募者の資格審査とその結果通知 | 4 |
| 7.募集事務要領に関する質問の受付及び回答 | 4 |
| 8.入札及び審査、開札 | 4 |
| 9.契約の手続き | 6 |
| 10.設置業者の決定の取消 | 6 |
| 11.貸付料、売上分配金の納付 | 6 |
| 設置までの進め方 | 8 |
| 応募申込書(第1号様式) | 9 |
| 誓約書(第2号様式) | 10 |
| 質問書(第3号様式) | 11 |
| 入札書(第4号様式) | 12 |
| 委任状(第5号様式) | 13 |
| 自動販売機の設置に係る普通財産・行政財産の貸付けに関する契約書(案) | 14 |
| 案内図 | 26 |

自動販売機設置事業者募集事務要領

1. 趣旨

八王子市有財産の有効活用を図るために、公共用地での自動販売機設置事業者を募集します。本貸付けは、清涼飲料水の自動販売機の設置及び運営ができる事業者又は個人を制限付一般競争入札により決定し、借受人との間に八王子市公共用地自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結するものです。

2. 募集物件

| No, | 所在地 | 地積 | 貸付金額 (年間) | 隣接公園・緑地等 |
|-----|---------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 1 | 八王子市堀之内字 5 号 498-34 | 3.45 m ² | 7,950 円 | 堀之内下寺沢南公園 |
| 2 | 八王子市西寺方町 300-3 | 2.09 m ² | 2,473 円 | 中小田野南公園 |
| 3 | 八王子市宇津木町 910-20 | 2.16 m ² | 3,848 円 | 宇津木 2 号緑地 |
| 4 | 八王子市宇津木町 915-71 | 2.48 m ² | 4,203 円 | 宇津木北なかよし公園 |
| 5 | 八王子市初沢町 1458-45 | 2.20 m ² | 4,793 円 | 初沢北公園 |
| 6 | 八王子市七国四丁目 122-3 | 1.73 m ² | 3,595 円 | 七国おおふね若山緑地 |
| 7 | 八王子市堀之内三丁目 130-3 | 1.58 m ² | 4,663 円 | 秋葉台緑地 |
| 8 | 八王子市七国一丁目 101-4 | 1.95 m ² | 5,128 円 | ロワール西側 |
| 9 | 八王子市七国二丁目 103-2 | 1.95 m ² | 4,543 円 | エスポワールみなみ野北側 |
| 10 | 八王子市南大沢二丁目 132-3 | 2.48 m ² | 7,910 円 | 南大沢東緑地 |
| 11 | 八王子市川口町 908-1 | 1.50 m ² | 8,730 円 | 川口事務所 |
| 12 | 八王子市加住町一丁目 170-2 | 1.50 m ² | 14,204 円 | 加住事務所 |
| 13 | 八王子市片倉町 119-4 | 1.50 m ² | 8,296 円 | 由井事務所 |
| 14 | 八王子市石川町 481 | 1.50 m ² | 3,420 円 | 石川事務所 |

No,1～No,14 までの一括での入札になります。

入札後 No,1～No,10 は資産管理課（普通財産）、No,11～No,14 は市民生活課（行政財産）との契約になります。

案内図は別途配布します。

3. 応募資格要件

- (1) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (4) 令和 2 年（2020 年）9 月 1 日の時点において、八王子市から指名停止措置又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

- (5) 国税、八王子市税の未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

4. 契約上の条件

(1) 賃貸借契約の内容

本件貸付契約は地方自治法第238条の5の規定に基づく貸付(賃貸借契約)です。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和2年（2020年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日までの5年間です。

(3) 設置費用

自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は借受人の負担とします。

支払方法等は、P.13「自動販売機の設置に係る普通財産・行政財産の土地賃貸借契約書（案）」を参照してください。

(4) 自動販売機の仕様・販売品等について

自動販売機の形状、塗装等は、公共施設の利用者に不快感を与えないものとする。

また、全ての自動販売機の正面と左右側面に八王子市ブランドメッセージのロゴマークを活用したラッピングを施すこと。

ラッピングのデザインについては、借受人が提案し、市の承認を得てから決定とする。

ロゴマークの使用については、「八王子市ブランドメッセージロゴマーク使用ルールBOOK」を遵守すること。（ロゴマークの申請手続きは不要）

省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

電気工事をするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、完了した旨を当該施設管理者に報告し検査を受けること。

自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

販売品は清涼飲料水（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を除く。）とする。

販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。

関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

販売品をメーカー希望小売価格よりも廉価で販売する場合には、協議すること。

故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機に明示してお

くこと。

自動販売機の売上げの一部が、八王子市の事業へ使用されていることを自動販売機の前面に明記すること。

明記する文は下記のとおり。

「この自動販売機の売上の一部は、八王子市の財源として、災害対策のほか、福祉や子育てなど幅広い事業に使われています。」

災害などの緊急時に、飲料を取り出し、周辺の方に無償で提供できる機能を搭載すること。

P.14「自動販売機の設置に係る普通財産・行政財産の土地賃貸借契約書（案）」も参照してください。

5. 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和2年（2020年）9月1日から令和2年（2020年）9月11日まで
午前9時から正午までと午後1時から5時まで
（土、日曜日、祝日は受付を行いません。）

(2) 申込受付場所

八王子市役所2階（八王子市元本郷町三丁目24番1号）
財務部資産管理課

(3) 申込みに必要な書類

法人の場合

ア 応募申込書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

エ 代表者の印鑑証明書

オ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出すること。

カ 八王子市税の納税証明書（八王子市内に本社又は事業所がある法人の場合）

（ア）八王子市法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。

（イ）固定資産税（償却資産含む）

平成30年度（2018年度）及び平成31年度（2019年度）の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。

キ 財務諸表（写し・直前決算2年間分）

損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。

ク 3.応募資格要件（1）が分かる資料

ケ 支店又は事業所等で申し込み、契約を行う場合は本社との関係が分かる資料（登記されている場合は、「ウ」と兼ねます）

個人の場合

ア 応募申込書（第 1 号様式）

イ 誓約書（第 2 号様式）

ウ 印鑑登録証明書

エ 国税の納税証明書（その 3 の 2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出すること。

オ 八王子市税の納税証明書（八王子市民の方のみ）

（ア）市民税

平成 30 年度(2018 年度)及び平成 31 年度(2019 年度)の納税証明書をそれぞれ 1 部ずつ提出すること（未納がないこと）。

（イ）固定資産税（償却資産含む）

平成 30 年度(2018 年度)及び平成 31 年度(2019 年度)の納税証明書をそれぞれ 1 部ずつ提出すること（未納がないこと）。

カ 身分証明書

本籍地の市区町村長が発行する身分証明書を提出すること。

キ 直近 2 年度分の所得税確定申告書の写し

ケ 3. 応募資格要件（1）が分かる資料

（4）入札保証金

なし

6. 応募者の資格審査とその結果通知

審査のうえ、不適格の場合は、令和 2 年（2020 年）9 月 14 日までに電話で連絡し、後日応募申込書等と添付書類を返却します。

7. 募集事務要領に関する質問の受付及び回答

募集事務要領について不明な点がある場合は、質問書（第 3 号様式）を使用し、次のとおり受付して回答します

（1） 質問受付期間、受付場所及び提出方法

5 の応募申込書、（1）の申込受付期間内をお願いします。（2）申込受付場所に提出してください。

（2） 回答方法

質問内容（資格審査適格者の質問のみ）及び回答をまとめ、文書で回答を作成し、資格審査適格者全員に FAX します。

8. 入札及び審査、開札

（1） 日時

集合日時

令和 2 年（2020 年）9 月 16 日（水）午前 10 時 00 分から午前 10 時 20 分（時間厳守）

入札開始時刻

午前 10 時 30 分

会場

八王子市役所（八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号）職員会館第二会議室

開札時刻

入札締切り後、即時開札

(2) 持参するもの

入札書（第 4 号様式）（1 枚）を入札用封筒（長形 3 号）に入れて持参してください。

委任状（第 5 号様式）は代理人が入札する場合のみ必要です。

身分を証明するもの（社員証、自動車免許証など）

(3) 入札書の記入について

入札書は、売上分配金率等を記入したうえで、当日持参してください。

売上分配金率記入欄

入札書へ売上分配金率を、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）を使用し、記入してください。

小数点以下は記入しないでください。

入札書の売上分配金率の訂正はできません。

売上分配金率以外の訂正、挿入、削除した個所には申込者の印（代理人の場合は代理人の印）を押してください。

住所・氏名欄

法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名（代理人の場合は代理人名）を記入のうえ、代表者印（代理人の場合は代理人の印）押印すること。

個人の場合は、入札者の住所・氏名（代理人の場合は代理人名）を記入のうえ、押印（代理人の場合は代理人の印）すること。

(4) 入札の無効について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

市の指定した最低売上分配金率未満の売上分配金率を入札したとき。

少数点以下の売上分配金率を記入したとき。

入札に参加する資格のない者が入札したとき。

入札者が同一の入札に 2 以上の売上分配金率を記入し、入札をしたとき。

他人の代理を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札をしたとき。

入札者が連合して入札したとき。その他、入札に際して不正の行為があったとき。

必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

入札書の売上分配金率が訂正してあるとき。

入札書の売上分配金率以外の記載事項を訂正、挿入、又は削除した場合に、その箇所に押印のないとき。

その他この自動販売機設置事業者募集事務要領において無効とするもの。

(5) 落札者の決定について

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された売上分配金率が市の定める最低入札売上分配金率以上で、最も高い売上分配金率をもって入札した者を落札者とします。

落札となるべき売上分配金率の入札をした者が、同率で2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

落札決定者（設置予定者）はその権利を他者に譲ることはできません。開札した場合に落札者があるときは、その者の名称（個人の場合は氏名）及び売上分配金率を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者全員に知らせます。

設置者を決定したときは、その者の名称（個人の場合は氏名）及び売上分配金率を、決定しないときはその旨を市のホームページ等で公表します。

9. 契約の手続き

落札者は、令和2年（2020年）9月25日までに八王子市と本件契約を締結していただきます。「自動販売機の設置に係る普通財産の土地賃貸借契約書（案）」は別紙のとおりです。また、本契約に添付する収入印紙及び本契約締結に関して必要な費用は借受人（落札者）の負担となります。

10. 設置業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合
- (2) 契約締結までの間に借受人が応募者の資格を失った場合

11. 貸付料及び売上分配金の納付

(1) 貸付料

契約開始年度の貸付料を契約締結後30日以内の指定する日までに施設管理者の発行する納入通知書で支払うものとします。また、契約開始年度以降の貸付料は、毎年度4月末日までに施設管理者の発行する納入通知書で支払うものとします。

(2) 電気料

自動販売機に係る電気料（借受人）（落札者）が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、電気の使用量を電力会社に支払う場合を除く。）について施設管理者が月を単位として発行する納入通知書により、施設管理者が算出する額を納入通知書で指定する日までに納入してください。

子メーターを設置して使用する自動販売機の電気料の算出方法

電気料（月額（円未満切捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
＝施設全体の電気料（月額（円未満切捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）÷施設全体の月間消費電力量×当該子メーターの表示する月間消費電力量

子メーターを設置しない場合は、電気料の算出方法については、施設管理者との協議になります。

(3) 売上分配金

売上分配金については、自動販売機の月の売上げを翌月の10日までに市に報

告してください。市が報告された自動販売機の月の売上に売上分配金率を乗じて月額を算出し借受人（落札者）に通知します。売上分配金の納入通知書に記載してある納入期限までに納入してください。

別紙「自動販売機の設置に係る普通財産の土地賃貸借契約書（案）」「自動販売機の設置に係る行政財産の土地賃貸借契約書（案）」も参照してください。

問い合わせ先

財務部 資産管理課
電話 042-620-7210

市民部 市民生活課
電話 042-620-7231

設置までの進め方

募集事務要領の配布（令和 2 年（2020 年）9 月 1 日）
八王子市役所本庁舎 2 階財務部資産管理課で配布します。
市ホームページに掲載します。

応募申込書の受付開始（令和 2 年（2020 年）9 月 1 日）
八王子市役所本庁舎 2 階財務部資産管理課で受付します。
質問書も受付します。

応募申込の提出期限（令和 2 年（2020 年）9 月 11 日）
審査のうえ、不適格であれば理由を示して返却します。
質問書の提出期限
質問を取りまとめ、回答を作成して資格審査適格者全員に FAX します。

入札（令和 2 年（2020 年）9 月 16 日）
八王子市役所職員会館第二会議室で行います。
落札者を決定します。

契約（令和 2 年（2020 年）9 月 25 日まで）
契約書を作成して契約を行います。

入金確認（令和 2 年（2020 年）10 月 23 日まで）
貸付料（令和 2 年度分の定額年額）の入金を確認します。

自動販売機の設置（令和 2 年（2020 年）10 月 1 日）

売上分配金の納付
毎月の売上額を翌月の 10 日までに報告、市が指定する日までに手数料を納入してください。

第5号様式

委任状

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

(委任者)

所在地(住所)

(〒)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

電話番号

次の者を代理人と定め、貴市における自動販売機設置事業者募集事業の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者)

所在地(住所)

(〒)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

電話番号

自動販売機の設置に係る普通財産の土地賃貸借契約書(案)

賃貸人 八王子市 を甲とし、賃借人 を乙とし、甲、乙間において、借地借家法の適用のない土地賃貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 貸付物件は次のとおりとする。

| | 所在地 | 貸付面積 | 隣接公園・緑地等 |
|----|--------------------|---------------------|--------------|
| 1 | 八王子市堀之内字 5号 498-34 | 3.45 m ² | 堀之内下寺沢南公園 |
| 2 | 八王子市西寺方町 300-3 | 2.09 m ² | 中小田野南公園 |
| 3 | 八王子市宇津木町 910-20 | 2.16 m ² | 宇津木 2号緑地 |
| 4 | 八王子市宇津木町 915-71 | 2.48 m ² | 宇津木北なかよし公園 |
| 5 | 八王子市初沢町 1458-45 | 2.20 m ² | 初沢北公園 |
| 6 | 八王子市七国四丁目 122-3 | 1.73 m ² | 七国おおふね若山緑地 |
| 7 | 八王子市堀之内三丁目 130-3 | 1.58 m ² | 秋葉台北緑地 |
| 8 | 八王子市七国一丁目 101-4 | 1.95 m ² | 口ワール西側 |
| 9 | 八王子市七国二丁目 103-2 | 1.95 m ² | エスポワールみなみ野北側 |
| 10 | 八王子市南大沢二丁目 132-3 | 2.48 m ² | 南大沢東緑地 |

(用途の指定等)

第2条 乙は、自ら貸付物件に自動販売機を設置し、営業、運営する事業(以下「自動販売機設置運営事業」という。)を行わなければならない。

2 乙は、貸付物件を自動販売機設置運営事業の用途(以下「指定用途」という。)以外に使用してはならない。

3 乙は、指定用途に供するに当たっては、八王子市自動販売機の設置に係る普通財産の貸付に関する要綱及び八王子市公共用地自動販売機設置事業者募集事務要領の内容を遵守しなければならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、令和2年(2020年)10月1日から令和7年(2025年)9月30日までとする。

2 前項の貸付期間満了時において、契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

(貸付料)

第4条 乙の支払うべき貸付料は、年度額 49,106 円(閏年は 49,245 円)とする。ただし、令和2年度(2020年度)は 24,491 円とする。令和7年度(2025年度)は 24,625 円とする。

2 乙は、契約開始年度の貸付料を契約締結後 30 日以内の甲の指定する日までに甲の発行

する納入通知書で支払うものとする。また、契約開始年度以降の貸付料は、毎年度 4 月 30 日までに甲の発行する納入通知書で支払うものとする。

- 3 既納の貸付料は還付をしない。ただし、特別の必要があると甲が認めるときは、甲は、その全部又は一部を返還することが出来る。

(売上分配金)

第 5 条 乙の支払うべき分配金は、月の売上額に % を乗じて得る額とする。(1 円未満の端数が生じた場合には切捨てとする。)

- 2 乙は、月の売上額を翌月の 10 日までに甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受け、売上分配金を算出し納入通知書を発行しなければならない。
- 4 乙は、売上分配金の納入通知書に記載してある納期限までに支払わなければならない。

(貸付物件の使用方法)

第 6 条 乙は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。

(1) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置

- ア 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等が、使用可能な状態で常時設置されていること。
- イ 自動販売機の形状、塗装等は、公共用地の利用者に不快感を与えないものとする。
- ウ 省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- エ 第 3 条の貸付期間の開始後、甲の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、完了した旨を甲に報告すること。
- オ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置にあたっては、転倒防止などの安全に十分配慮すること。
- カ 電気工事を必要とするときは、甲の指示に従って行い、工事完了後は、完了した旨を甲に報告すること。
- キ エの報告後、甲が確認を行い、用地の管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
- ク 故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機に明示しておくこと。
- ケ 自動販売機の売上げの一部が、八王子市の事業へ使用されていることを自動販売機の前面に明記すること。
- コ すべての機種を、災害などの緊急時に、飲料水を取り出し、周辺の方に無償で提供できる機能を搭載すること。

(2) 自動販売機の販売品

- ア 販売品は清涼飲料水とすること。
- イ 販売品の維持管理及び補充は、乙の責任において行うこと。
- ウ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(3) 自動販売機の販売品の売価

メーカー希望小売価格より廉価で販売する場合には甲と協議すること。

(4) 販売品の補充の搬入及び飲料容器等の回収

ア 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収については、交通の支障にならないよう注意すること。

イ 販売品については極力売り切れの状態をなくすこと。また、飲料容器等の回収容器は、飲料容器等が溢れかえらない状態にして、常に清潔にしておくこと。

(自動販売機及び回収容器設置に係る費用)

第7条 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は乙の負担とする。乙は自動販売機及び回収容器設置・運営に伴う費用について、甲に請求することはできない。

(貸付物件の引渡し)

第8条 甲は、貸付期間の初日に、現況有姿の状態乙に引き渡す。

2 前項の引渡しは、甲の立会いのうえで行うものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、本契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他契約内容に適合しないものであることを発見しても貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(禁止事項)

第10条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 自動販売機に酒税法(昭和28年法律第6号)第2条による酒類又はその類似品を入れること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 貸付物件に工作物を設置すること。(電気供給施設を除く)

(修繕義務)

第11条 乙の責めに帰する事由以外の事由により貸付物件の修繕を要するときは、乙の負担とする。

(滅失又は棄損の通知)

第12条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は棄損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(滅失又は棄損の原状回復)

第13条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失し、又は棄損したときは、乙の負担において原状に回復しなければならない。

2 甲が乙に代わって原状に回復したときは、当該滅失し、又は棄損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(保全義務)

第 1 4 条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全（甲乙協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

2 乙は、前項の注意を怠る等その責に帰する事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には、甲は乙に求償することができる。

(第三者への損害賠償の義務)

第 1 5 条 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(違約金)

第 1 6 条 乙は第 10 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する義務に違反したときは、自動販売機の設置に係る普通財産の土地賃貸借契約書に規定する貸付料（年額）の 3 倍の額を違約金として甲に払わなければならない。

2 本契約に定められている報告等を拒否した場合、直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を徴収する。

(甲による契約の解除権)

第 1 7 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 乙が納入期限後 3 か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。

(2) 乙が第 10 条に規定する禁止事項に違反したとき。

(3) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(4) 乙が事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。

(5) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続きについて、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、その申立てがされたとき。

(6) 乙の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(7) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

2 甲が、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用、乙の払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

3 乙は、第 1 項による契約解除に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。ただし、第 1 項第 7 号に該当する場合はこの限りではない。

(貸付物件の返還)

第 1 8 条 乙は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付

期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日

(2) 前条の規定により甲が本契約を解除する場合 甲の指定する日

2 前項の返還は、甲の立会いのうえで行うものとする。

3 甲は、乙が第 1 項本文に規定する義務を履行しないときは、乙が設置する自動販売機を移設、保管することができるものとする。甲に移設、保管費用が生じるときは、乙はその費用を甲に支払わなければならない。

(有益費等の費用)

第 19 条 乙は貸付期間が満了した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第 20 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第 21 条 乙は、所在地、名称又は代表者（個人の場合は住所又は氏名）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第 22 条 乙は、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任をもって解決する。

(自動販売機の機種変更)

第 23 条 乙が、第 3 条の貸付期間に自動販売機の機種を変更する場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

(質疑の決定)

第 24 条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、甲乙協議のうえ、その内容を決定する。

(管轄裁判所)

第 25 条 甲乙双方は、この契約に係る訴訟については、甲の住所地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意する。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を所持する。

令和 年（ 年） 月 日

賃貸人（甲）八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市
八王子市長 石 森 孝 志

賃借人（乙）

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)

賃貸人 八王子市 を甲とし、賃借人 _____ を乙とし、甲、乙間において、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に従い次の条項により定期建物賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は次のとおりとする。

| | 施設名 | 所在地 | 貸付場所 | 貸付面積 |
|---|-------|------------------|---------|--------------------|
| 1 | 川口事務所 | 八王子市川口町 908-1 | 玄関（風除室） | 1.5 m ² |
| 2 | 加住事務所 | 八王子市加住町一丁目 170-2 | 玄関（風除室） | 1.5 m ² |
| 3 | 由井事務所 | 八王子市片倉町 119-4 | 玄関（風除室） | 1.5 m ² |
| 4 | 石川事務所 | 八王子市石川町 481 | 玄関（風除室） | 1.5 m ² |

（用途の指定等）

第2条 乙は、自ら貸付物件に自動販売機を設置し、営業、運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行わなければならない。

2 乙は、貸付物件を自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）以外に使用してはならない。

3 乙は、指定用途に供するに当たっては、八王子市自動販売機の設置に関する要綱及び八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集事務要領の内容を順守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和2年（2020年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日までとする。

2 前項の貸付期間満了時において、契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

（賃貸借終了の通知）

第4条 甲は、第3条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの間に、乙に対し、期間の満了により賃貸借契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する通知をしなければ、期間満了による賃貸借の終了を乙に対し主張することができない。ただし、甲が通知期間の経過後、乙に対し、期間の満了により賃貸借契約が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6か月を経過した日に賃貸借契約は終了する。

（貸付料）

第5条 乙の支払うべき貸付料は、年度額 34,650 円（消費税を含む。）とする。ただし、令和2年度（2020年度）は 17,325 円とする。令和7年度（2025年度）は 17,325 円と

する。

- 2 乙は、契約開始年度の貸付料を契約締結後30日以内の甲の指定する日までに甲の発行する納入通知書で支払うものとする。また、契約開始年度以降の貸付料は、毎年度4月30日までに甲の発行する納入通知書で支払うものとする。
- 3 既納の貸付料は還付をしない。ただし、特別の必要があると甲が認めるときは、甲は、その全部又は一部を返還することが出来る。

(売上分配金)

第6条 乙の支払うべき分配金は、月の売上額に %を乗じて得る額とする。(1円未満の端数が生じた場合には切捨てとする。)

- 2 乙は、月の売上額を翌月の10日までに甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受け、売上分配金を算出し納入通知書を発行しなければならない。
- 4 乙は、売上分配金の納入通知書発行日の月末までに支払わなければならない。ただし、月末が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を支払期限とする。

(貸付物件の使用方法)

第7条 乙は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。

(1) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置

- ア 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等が、使用可能な状態で常時設置されていること。
- イ 自動販売機の形状、塗装等は、公共施設の利用者に不快感を与えないものとする。
- ウ 省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- エ 第3条の貸付期間の開始後、甲の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、完了した旨を甲に報告すること。
- オ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。
- カ 電気工事を必要とするときは、甲の指示に従って行い、工事完了後は、完了した旨を甲に報告し、検査を受けること。
- キ 自動販売機(電源確保のため工事した電気設備を含む。)は、甲の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- ク エの報告後、甲が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
- ケ 故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機に明示しておくこと。
- コ 自動販売機の売上げの一部が、八王子市の事業へ使用されていることを自動販売機の前面に明記すること。
- カ すべての機種を、災害などの緊急時に、飲料水を取り出し、周辺の方に無償で提供できる機能を搭載すること。

(2) 自動販売機の販売品

- ア 販売品は清涼飲料水とすること。
- イ 販売品の維持管理及び補充は、乙の責任において行うこと。
- ウ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(3) 自動販売機の販売品の売価

- メーカー希望小売価格より廉価で販売する場合には甲と協議すること。

(4) 販売品の補充の搬入及び飲料容器等の回収

- ア 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、甲の指示に従うこと。
- イ 甲の指示に従い、紙、プラスチック、アルミ、スチールの容器等を分別回収し、適正に処分すること。

(自動販売機に係る電気料)

第8条 乙は、自動販売機に係る電気料(乙が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。)について甲が年度を単位として発行する納入通知書により、次の各号に定めるところにより算出する額を当該納入通知書で指定する日まで甲に納入しなければならない。

(1) 子メーターを設置して使用する自動販売機

電気料(年額(円未満切捨て)消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
= 施設全体の電気料(年額(円未満切捨て)消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) ÷ 施設全体の年間消費電力量 × 当該子メーターの表示する年間消費電力量

(2) 子メーターを設置しないで使用する自動販売機

乙は、月の電気料算出方法を自動販売機設置前に甲と協議のうえ、決定する。

(貸付物件の引渡し)

第9条 甲は、貸付期間の初日に、現況有姿の状態乙に引き渡す。

2 前項の引渡しは、甲の立会いのうえで行うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものであることを発見しても貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(禁止事項)

第11条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 自動販売機に酒税法(昭和28年法律第6号)第2条による酒類又はその類似品を入れること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
 - (5) 貸付物件に工作物を設置すること。
- 2 乙は、前項第 5 号の規定にかかわらず、電気の供給のために必要があると甲が認めるときは、貸付物件に工作物を設置することができる。

(修繕義務)

第 12 条 乙の責めに帰する事由以外の事由により貸付物件の修繕を要するときは、甲乙協議してその経費の負担を決定するものとする。

(滅失又は棄損の通知)

第 13 条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は棄損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(滅失又は棄損の原状回復)

第 14 条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失し、又は棄損したときは、乙の負担において現状に回復しなければならない。

- 2 甲が乙に代わって原状に回復したときは、当該滅失し、又は棄損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(保全義務)

第 15 条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全（甲乙協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

- 2 乙は、前項の注意を怠る等その責に帰する事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には、甲は乙に求償することができる。

(第三者への損害賠償の義務)

第 16 条 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。

- 2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第 17 条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品、当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難又は自動販売機若しくは当該自動販売機で販売する商品の毀損及び停電等による売り上げの減少等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(違約金)

第 18 条 乙は第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する義務に違反したときは、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書に規定する貸付料（年額）の 3 倍の額を違約金として甲に払わなければならない。

- 2 本契約に定められている報告等を拒否した場合、直ちに是正を求め、貸付料年額と同

額の違約金を徴収する。

(甲による契約の解除権)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が納入期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
 - (2) 乙が第11条に規定する禁止事項に違反したとき。
 - (3) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (4) 乙が事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
 - (5) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続きについて、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(乙の取締役を含む。)によって、その申立てがされたとき。
 - (6) 乙の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (7) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- 2 甲が、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用、乙の払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。
- 3 乙は、第1項による契約解除に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。ただし、第1項第7号に該当する場合はこの限りではない。

(貸付物件の返還)

第20条 乙は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

- (1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日
 - (2) 前条の規定により甲が本契約を解除する場合 甲の指定する日
- 2 前項の返還は、甲の立会いのうえで行うものとする。
- 3 甲は、乙が第1項本文に規定する義務を履行しないときは、乙が設置する自動販売機を移設することができるものとする。甲に移設費用が生じるときは、乙はその費用を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、甲の責めに帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売に損害が生じたときは、甲にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の費用)

第22条 乙は貸付期間が満了した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第24条 乙は、所在地、名称又は代表者(個人の場合あっては住所又は氏名)に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第25条 乙は、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任をもって解決する。

(自動販売機の機種変更)

第26条 乙が、第3条の貸付期間に自動販売機の機種を変更する場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

(質疑の決定)

第27条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、甲乙協議のうえ、その内容を決定する。

(管轄裁判所)

第28条 甲乙双方は、この契約に係る訴訟については、甲の住所地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を所持する。

令和 年(年) 月 日

貸貸人(甲)八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
八王子市長 石 森 孝 志

賃借人(乙)

入札場所案内図

所在地：八王子市元本郷町三丁目24番1号

